

# 糸島市補助金設計書

所管課	健康づくり課
-----	--------

補助金名称	小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業費補助金
区分	⑥国県制度事業補助
該当例規等	【内規】糸島市小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業実施要綱 福岡県小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業費補助金要綱

## 【長期総合計画体系】

基本目標 1 \_\_みんなが健康で元気なまちづくり

政策 1 \_\_保健・医療の充実

施策① \_\_市民の健康管理体制の充実を図る

### 1 補助の目的

小児・AYA世代の末期がん患者が住みなれた自宅で最後まで自分らしく安心して生活を送れるよう在宅における生活を支援し、患者及びその家族の身体的・経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

### 2 成果指標

40歳未満の小児・AYA世代のがん患者が、訪問看護、福祉用具貸与・購入等の介護サービスを受けることができない現状の支援するための補助であり、指標設定は不適と考えらる。

### 3 補助対象事業・補助対象者

以下のいずれにも該当する者

- (1) 本市に住民票を有する40歳未満の方者
- (2) 末期がん患者
- (3) 在宅療養上の生活支援及び介護が必要な者
- (4) 他の事業において、同様のサービスの利用を受けることができない

### 4 補助対象(外)経費

介護保険制度において利用できる在宅サービス等のうち、次に定めるもの。

- (1) 訪問介護
- (2) 福祉用具貸与・購入 (20歳未満の利用者は除く)

車いす(付属品含む)、特殊寝台(付属品含む)、床ずれ防止用具、体位変換器(起き上がり補助装置を含む)、手すり(工事を伴わないもの)、スロープ(工事を伴わないもの)、歩行器、歩行補助つえ、移動用リフト(つり具の部分を除く。階段移動用リフトを含む)、自動排泄処理装置(レシーバー、チューブ、タンク等を除く)、腰掛便座、入浴補助用具、自動排泄処理装置の交換可能部品、簡易浴槽、移動用リフトのつり具

### 5 補助率・補助限度額、積算根拠

利用にかかる費用の100分の90に相当する額を助成する(県4.5/10、市4.5/10)。  
助成対象上限額は、各サービスを合算し、1月あたり60,000円とする。

### 6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和2年度～令和4年度